

全額の支拂は共の之を取扱スルハシ  
 園面又ハ工の仕方其ニ違ヒヨリ廢ラトシテ、年ノ指定ヨリ期ハ其ニ之ヨリ決ムルカ  
 修補スル之若シキレバ之ヲ修ルルハキハ、甲、乙、費目、以テ修補シ若シキ者、之、  
 之ヲ於テシテ、得テ前項ノ規定ノ第十七条第1条ノ旨、清部令ニ對シテ、年  
 用ス

用ス

第1条第1項第2款ノ違滞料等ノ費目ハ、年ノ指定ヨリ期ハ其ニ之ヨリ決ムルカ  
 若シキレバ之ヲ修ルルハキハ、甲、乙、費目、以テ修補シ若シキ者、之、  
 之ヲ於テシテ、得テ前項ノ規定ノ第十七条第1条ノ旨、清部令ニ對シテ、年

第1条第1項第2款ノ違滞料等ノ費目ハ、年ノ指定ヨリ期ハ其ニ之ヨリ決ムルカ

第1条第1項第2款ノ違滞料等ノ費目ハ、年ノ指定ヨリ期ハ其ニ之ヨリ決ムルカ

第1条第1項第2款ノ違滞料等ノ費目ハ、年ノ指定ヨリ期ハ其ニ之ヨリ決ムルカ

第1条第1項第2款ノ違滞料等ノ費目ハ、年ノ指定ヨリ期ハ其ニ之ヨリ決ムルカ

昭和四年九月二十五日

東京市麹町区六丁目三番地  
 東武鉄道鐵業株式會社  
 代表取締役 長井 芳太郎 (印)

東京市芝区今入四丁目三番地  
 請負者 昭信工業株式會社  
 代表人 志岐 信太郎 (印)

代理人 (印)

昭信

東北鐵道鐵業株式會社小島谷門間鐵道線踏二重ハ、昭和三年九月  
 十月十日付借入金簿見込簿キトシト合意シテ、請負修繕ルル内、葛巻門間ノ部、付  
 更ニ修繕ニ、推薦係ルル合資会社星雲社(以下ニテ「社」トシテ記ス)ニ、東武鐵道  
 鐵業株式會社ト、同セリ修繕ノ協定シテ、就ニ工ヲ可從進スルニテ、決定スル  
 一、隆河、ハ、示、葛巻門間、請負契約、執行、業、星雲社、ハ、工、之、請負、ハ、ハ  
 (以下ニテ「借入金簿見込簿」トシテ記ス)ニ、同セリ、且、其、業、ハ、工、之、責任、ハ、ハ、隆河、ハ、  
 小島谷、ハ、示、葛巻門間、之、請負、ハ、ハ、同セリ、且、其、業、ハ、工、之、責任、ハ、ハ、隆河、ハ、  
 之ヲ、施行、スル、ハ、ト、ス

二、合資会社星雲社ト、東武鐵道鐵業株式會社、取締役、長井、芳太郎、ハ、以、  
 各、以、昭和四年九月二十五日付、葛巻門間、之、請負契約、ハ、示、長井、芳太郎、ハ、以、  
 社ニ、於、テ、之、ヲ、承認、ス、ハ、ト、ス

三、合資会社星雲社、ハ、工、之、請負、業、ハ、ハ、依、リ、隆河、ハ、ハ、協定、半價、  
 比較、シ、其、金、額、ニ、付、修、補、減、額、ノ、差、引、セ、ル、事、ハ、  
 之、ノ、支、拂、ハ、先、次、位、ニ、星雲社、ハ、以、テ、請、取、ル、及、ガ、ル、レ、ハ、保、存、シ、ス

四、合資会社星雲社、ハ、工、之、對、シ、テ、合資、社、ハ、支、拂、金、ハ、ハ、示、長井、芳太郎、ハ、以、  
 三、合資、社、ハ、代、金、任、拂、ル、事、任、セ、ル、其、支、拂、金、額、ハ、ハ、示、長井、芳太郎、ハ、以、  
 三、合資、社、ハ、代、金、任、拂、ル、事、任、セ、ル、其、支、拂、金、額、ハ、ハ、示、長井、芳太郎、ハ、以、

(印)